

告 示

埼玉県告示第九百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和四年九月十二日認可した。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県加須市